

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	22	担当課	子育て支援課
法令名	愛媛県災害遺児福祉手当支給規則	根拠条項	7	不利益処分の種類	災害遺児福祉手当の支給停止		
<p>〈根拠規程〉</p> <p>(支給の停止)</p> <p>第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、手当を支給しないものとする。</p> <p>(1) 受給者が遺児の養育を怠っているとき。</p> <p>(2) 受給者が正当な理由なく第9条の規定による届出をしなかつたとき。</p> <p>(手当に関する届出)</p> <p>第9条 受給者は、手当の支給要件に該当しなくなつたときは、その日から14日以内に災害遺児福祉手当受給資格喪失届（様式第8号）に証書を添え、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 受給者は、証書に押印した印鑑を変更したとき、又は証書の記載事項に変更があつたときは、災害遺児福祉手当証書記載事項変更届（様式第9号）に証書を添え、知事に届け出なければならない。</p>							